

簡易水道事業特別會計予算

令和4年度棚倉町簡易水道事業特別会計予算

令和4年度棚倉町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,357千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和4年3月9日 提出

棚倉町長 湯 座 一 平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		11,483
	1 使用料	11,479
	2 手数料	4
2 繰入金		23,766
	1 繰入金	23,766
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		7
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	5
5 町債		19,100
	1 町債	19,100
歳 入	合 計	54,357

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 簡 易 水 道 費		36,220
	1 簡 易 水 道 管 理 費	36,220
2 簡 易 給 水 施 設 費		917
	1 簡 易 給 水 施 設 管 理 費	917
3 公 債 費		17,220
	1 公 債 費	17,220
歳 出	合 計	54,357

第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 簡易水道費	1 簡易水道管理費	簡易水道事業法適化事業	千円 18,977	令和4年度	千円 9,867
				令和5年度	千円 9,110

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
高野西部簡易水道 施設改修事業	千円 9,300	証書借入	3%以内(ただし、 利率見直し方式で借 り入れる場合におい ては、利率の見直し を行った後の利率)	40年以内(内据置5年以内)。ただし、町財 政の都合により据置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは低利に借換えす ることができる。
簡易水道事業法適化事業	千円 9,800	"	"	10年以内。ただし、町財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に 借換えすることができる。
計	千円 19,100			